

第4号様式（第4条関係）

行政文書不開示決定通知書

21環環送第553号
令和3年12月28日

様

(実施機関名) 江戸川区長 斎藤 猛



令和3年12月22日付けで受理した行政文書開示請求について、江戸川区情報公開条例第11条第2項の規定により、令和3年12月28日付けで次のとおり行政文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

行政文書の件名	21年12月16日に清新町コミュニティ会館で開催された「航空機騒音の測定結果報告会」に係る①具体的な発言内容の詳細を記録した議事録等、②出席者の肩書きが分かる名簿等（住民を除く）及び③参加した住民人数が分かる文書（地域内訳人数が分かればベター）。
開示しない理由及び根拠	不存在 (理由) 請求のあった行政文書を実施機関において作成又は収受しておらず、現に保有していないため
期間の経過により不開示情報に該当しなくなる時期	年月日。ただし、同日以後、新たに行政文書の開示請求が必要となります。

担当部課	環境部環境課相談係 担当者 仲田 秀和
	電話番号(5662)1996 内線2652
備考	

- (注) 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、江戸川区長に対して審査請求することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に江戸川区を被告として（訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。